

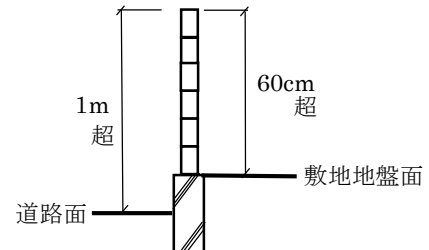
ブロック塀等撤去事業費補助制度のご案内

岡崎市では転倒のおそれがあるブロック塀等の撤去を行う場合に、ブロック塀等撤去費の一部を予算の範囲内で補助します。

対象となるブロック塀等

次の①から③のすべてに該当するもの

- ① コンクリートブロック、レンガ、石材などの組積造の塀
- ② 道路面からの高さが1mを超えるもの かつ 擁壁上からの高さが60cmを超えるもの（右図）
- ③ 転倒のおそれがあるもの



対象となる工事

道路^{※1}に接面するブロック塀等を**全て撤去**^{※2}し、その長さが**3m以上**となる工事

※1 建築基準法第42条に規定する道路及び通学路

※2 組積造の塀を取り壊すこと

- ◆ 隣家との敷地境界にある塀の撤去は補助対象とはなりません。
- ◆ 建築基準法第42条第2項道路（巾4m未満）に接面する塀を撤去後、新たに塀等を造る場合は、岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例による協議が必要です。

補助金の額

次の①と②を比較し、少ない方の額の1/2以内（避難路に面する場合は2/3以内）
かつ 上限10万円

- ①対象となるブロック塀等の撤去に要する費用（見積り金額）
- ②対象となるブロック塀等を撤去する長さ（m）×1万円

申込み方法

申請書類を岡崎市住環境整備課窓口へ提出してください。

※申請様式等は現地調査時に配布します。

受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年12月27日（金）（予算に到達した時点で終了）

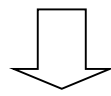
※工事の完了報告書は令和7年2月7日（金）までに提出してください。

留意事項

- ◆ 工事請負契約前（工事着手前）に補助金申請を行い、補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。
- ◆ 事前に工事に着手している場合は補助金を交付することができません。
- ◆ ブロック塀等の撤去後に、転倒のおそれがある塀を新たに設けることはできません。

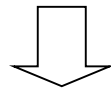
令和6年度の補助の流れ

住環境整備課へ事前相談



補助の対象となるブロック塀か
市が現地を確認

工事業者へ相談・見積り

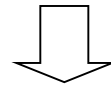


申請書類の準備

「補助金交付申請書」提出

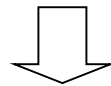
受付期間：令和6年4月1日（月）～令和6年12月27日（金）

★工事請負契約前（工事着手前）に提出してください。

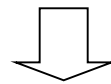


概ね2週間後

市より補助金交付決定通知



工事請負契約・工事着手

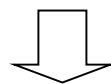


完了後、業者へ工事費支払い

「完了実績報告書」提出

受付期限：令和7年2月7日（金）まで

★工事が完了した日から30日以内に提出してください。

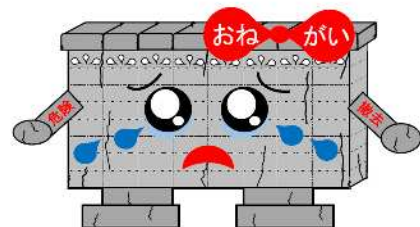


約1か月後（規定通り完了したこ
とを確認できた段階より）

補助金交付

（指定口座へ振り込み）

ブロック塀など組積造の塀の転倒は、
生命に危険を及ぼすだけでなく、被災
時に避難の妨げにもなります。
補助制度を利用して早めの対策を！



ブロック塀等対策 PR キャラクター
「ボロっペイちゃん」

～このご案内に関するお問い合わせは～

岡崎市 住環境整備課 耐震空家対策係（西庁舎1階）

TEL：0564-23-6709

FAX：0564-23-7528